

## 東海カード 年会費のご案内

(税込)

		初年度	次年度以降
ゴールドカード	本人会員	5,500 円	11,000 円
	家族会員	1名無料、2人目から 1名につき1,100円	1名無料、2人目から 1名につき1,100円
一般カード	本人会員	無料	1,375 円
	家族会員	1名につき440円  〔本人会員と同時に 申込みの場合に限り、 初年度無料〕	1名につき 440 円
学生カード	本人会員	在学期間中無料	
	家族会員	お申込みいただけません。	

2025年12月9日改定

## 東海カード会員特約

### 第1条(カードの名称)

本カードは、東海大学同窓会(以下「同窓会」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は、「東海カード」(以下「本カード」といいます。)とします。

### 第2条(入会方法・会員資格)

1. 本カードは、東海大学の在学生および同窓生等を加入対象とし、申込者は、同窓会および三菱UFJニコス(以下あわせて「両者」といいます。)が定める本特約および三菱UFJニコスが定める個人会員規約を承認のうえ、両者に入会を申込むものとします。
2. 本カードの会員(以下「会員」といいます。)は、両者が本人会員または家族会員として入会を認めた方とし、本特約に基づく資格(以下「東海カード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。ただし、在学生が本人会員として、本カードの申込みをした場合、家族会員の申込みをすることはできないものとします。

3. 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

### 第3条(年会費)

会員は、所定の年会費を支払うこととします。

### 第4条(在学生に対する特則)

1. 在学生の場合、本カードの年会費の負担はないものとします。
2. 卒業予定年度に卒業をしない者および本学大学院への進学者が三菱UFJニコス所定の年会費の免除を受ける場合には、毎年三菱UFJニコスへ届出るものとします。
3. 在学生カード会員は、事前に届出した卒業予定の所定の時期に三菱UFJニコスが審査した結果により、卒業後の本カード更改が行われない場合があることを予め了承します。
4. 事前に届出した卒業予定年月以後は、三菱UFJニコス所定の年会費が適用されます。

### 第5条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、同窓会は一切の責任を負いません。
2. 会員は同窓会が定める特典およびサービスを受ける場合、同窓会所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して、会員と同窓会の間に生じる紛議に対し、三菱UFJニコスは一切の責任を負いません。

### 第6条(会員資格の喪失)

1. 同窓会は、会員が同窓会の提供する特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合等、東海カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず東海カード会員資格を喪失させることができるものとします。
2. 前項により会員が東海カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、東海カード会員資格も喪失するものとします。
4. 会員が東海カード会員資格を喪失した場合、会員は、本特約第5条第2項に基づく同窓会から提供される特典およびサービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。
5. 同窓会または三菱UFJニコスが本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

### 第7条(個人情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次の通り、三菱UFJニコスと同窓会が以下の情報を以下の目的で提供し利用することに同意するものとします。  
(1) 三菱UFJニコスが同窓会に対し、提供する情報と利用目的  
① 提供する情報  
イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項

□. 入会の事実および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実  
(理由を除きます。)

ハ. 本カード会員番号と有効期限

二. 本カードの利用状況(信用情報を除きます。)

②利用目的

イ. 同窓会所定の会員向け特典およびサービスの提供

□. 同窓会の会員管理

(2) 同窓会が三菱UFJニコスに対し、提供する情報と利用目的

① 提供する情報

イ. 東海カード会員資格喪失の事実(理由を除きます。)

□. 同窓会固有の顧客管理用番号

ハ. 会員が届け出た属性情報(住所・氏名・電話番号等)の変更  
情報

② 利用目的

イ. 申込者の同窓会の在籍確認

□. 三菱UFJニコス会員管理

ハ. 三菱UFJニコス所定の会員向けサービスの提供

二. クレジット関連事業における市場調査・商品開発

2. 両者は本条第1項の情報の相互の提供と利用については、個人情報  
保護のため適切な措置を講じるものとします。

## 第8条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が  
適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵  
触がある場合には、本特約が優先されるものとします。